令和3年第1回江差町議会定例会資料 No.2

資料28:	江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに	
	指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方	
	法に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第20号関係】	… P 9 3
資料29:	江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防	i
	支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた	
	めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第20	
	号関係】	P 1 2 4
資料30:	江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに特定居宅介護	
	支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第	;
	20号関係】	… P 1 3 4
資料31:	江差町医療研究資金貸与条例新旧対照表【議案第21号関係】	P 1 4 8
資料32:	江差町国民健康保険条例新旧対照表【議案第22号関係】	… P 1 4 9
資料33:	「江差港北埠頭-5.0m岸壁(フェリー岸壁)改良整備事業」計画平面図	
	【議案第23号関係】	… P 1 5 0
資料34:	町道路線の廃止位置図【議案第24号関係】	… P 1 5 1
資料35:	固定資産評価審査委員会委員の選任について【同意第1号関係】	P 1 5 2
資料36:	人権擁護委員候補者について【諮問第1号関係】	… P 1 5 3
資料37:	国・道への要望等状況一覧(12月~2月)	P 1 5 4

	改正後	改正前
目次		目次
第1章 糸	総則 (第1条—第3条の2)	第1章 総則 (第1条—第3条の2)
第2章 /	介護予防認知症対応型通所介護	第2章 介護予防認知症対応型通所介護
第1節	基本方針 (第4条)	第1節 基本方針 (第4条)
第2節	人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款	軟型組型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指	第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指
	定介護予防認知症対応型通所介護 (第5条一第7条)	定介護予防認知症対応型通所介護 (第5条一第7条)
第2款	款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (第8条—第	第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第8条一第
	10条)	1 0条)
第3節	運営に関する基準 (第11条―第40条)	第3節 運営に関する基準 (第11条一第40条)
第4節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第4	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第4
	1条·第42条)	1条·第42条)
第3章/	介護予防小規模多機能型居宅介護	第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護
第1節	基本方針 (第43条)	第1節 基本方針 (第43条)
第2節	人員に関する基準 (第44条一第46条)	第2節 人員に関する基準 (第44条一第46条)
第3節	設備に関する基準 (第47条・第48条)	第3節 設備に関する基準 (第47条・第48条)
第4節	運営に関する基準 (第49条一第65条)	第4節 運営に関する基準 (第49条一第65条)
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第6	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第6
_	6条—第69条)	6条—第69条)

- ション・ション・ストン・ファー・ション・コート・ファー・ション・コート・ファー・ション・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー	
改正後	改正前
第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護	第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針 (第70条)	第1節 基本方針 (第70条)
第2節 人員に関する基準 (第71条一第73条)	第2節 人員に関する基準 (第71条―第73条)
第3節 設備に関する基準 (第74条)	第3節 設備に関する基準 (第74条)
第4節 運営に関する基準 (第75条一第86条)	第4節 運営に関する基準 (第75条―第86条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第8	第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第8
7条—第90条)	7条—第90条)
第5章 雑則 (第91条)	(新設)
附則	附則
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、	(新設)
虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者	
に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予	(新設)
防サービスを提供するに当たつては、法第118条の2第1項に規定	
する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に	
行うよう努めなければならない。	

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービ 護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共 う。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。) 若しくは 護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 ス基準条例第100条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介 同生活介護事業所 (第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間 若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス 指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例 う。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。)の食堂若 ともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介 の利用者、入居者又は入所者、 第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をい **基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をい** しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設 改正前 (従業者の員数) 第8条 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表 介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービ ス基準条例第100条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介 護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共 う。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。) 若しくは 指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例 う。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。)の食堂若 という。)の利用者、入居者又は入所者 とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 (第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間 若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設 (第10条第1 **基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をい** 第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をい 改正後 頃において「本体事業所等」 同生活介護事業所 (従業者の員数) 第8条

当該入居

当該利用者、

業所」という。)に置くべき従業者の員数は、

当該利用者、当該入居

者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介

護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が

護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が

者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介

業所」という。)に置くべき従業者の員数は、

改正後

共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護・時間でから、以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定が離予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護のは、当該事業所における共用型指定介護で対認知症対応型通所が護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項

改正前

共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定が立通所が護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密第四十世ス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (器)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。)、指定地域密

改正後

に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第71条第9項において同じ。)の運営(同条第7項及び第71条第9項において可じ。)の運営(同条第7項及び第71条第9項において

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応対応事に、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする

改正後	改正前
及び経験を有する者であつて、第6条第2項に規定する町長が定める 研修を修了しているものでなければならない。	
2 (略)	2 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防	第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防
認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について	認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について
の重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)	の重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)
を定めておかなければならない。	を定めておかなければならない。
$(1) \sim (9)$ (F)	(1) ~ (9) (略)
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項	(新設)
(11) (略)	(10) (略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応	3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応
型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しな	型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しな
ければならない。その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者	ければならない。
は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、	
介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定め	
る者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認	

改正後	改正前
<u>知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>	
4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防 認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行わ	(新設)
れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護	
<u>従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	
(業務継続計画の策定等)	(新設)
第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や	
非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応	
型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早	
期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」	
という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけ	
ればならない。	
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応	
型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、	
必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計	
画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとす	
್ಲಿ	

改正後	改正前
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認
知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しな	知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しな
いように、次に掲げる措置を講じなければならない。	いように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染	(新設)
症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ	
電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。	
を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回	
以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型	
通所介護従業者に周知徹底を図ること。	
(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染	(新設)
症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介	(新設)
護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん	
延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
(揭示)	(揭示)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要	(新設)
事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	

改正後	改正前
に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	
(虐待の防止)	(新設)
第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発	
生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなら	
ない。	
(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待	
の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し	
て行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、	
その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹	
底を図ること。	
(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待	
の防止のための指針を整備すること。	
(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介	
護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研	
修を定期的に実施すること。	
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ	
٩	
(地域との連携等)	(地域との連携等)
第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防	第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防
認知症対応型通所介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、	認知症対応型通所介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、

設備及7K電営並7Kに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 **汀 美町 指 宅 地 は 珍 著 型 小 雑 子 院 サー ア ス の 車 業 の 1 目**

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
地域住民の代表者、町の職員(当該指定介護予防認知症対応型通所介	地域住民の代表者、町の職員(当該指定介護予防認知症対応型通所介
護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)	護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)
又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所がが所在する区域	又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所がが所在する区域
を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センタ	を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センタ
一の職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等	一の職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等
により構成される協議会 (テレビ電話装置等を活用して行うことがで	により構成される協議会
きるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第4	
9条において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テ	
レビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなら	
ない。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、	(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、
おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運	おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運
営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要	営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要
望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
2~5 (略)	2~5 (略)
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)
第44条 (略)	第44条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する	(新設)
基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同	
表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いて	

改正後	改正前
いるときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができ	
5.	
【別記1 参照】	[別記1 参照]
(削除)	6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれか
	に掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員
	に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く
	ほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を
	置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、
	当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
	(2) 指定地域密着型特定施設
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
	(4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205
	号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所である
	ものに限る。)
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機	7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機
能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所で	能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所で
あつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する	あつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する
事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居	事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居
宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域	宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域

護予防

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介言	
2	
涨	
Ü	
K	
لَدُّ	
1	
÷	
以	
 	
篖	
<u></u>	
즲	
計画	
次75	
是	
三	
烂	
7元	
Ö	
洪	
川	
Ì∰.	表
3	限
Ŋ Ż	る基準を定める条例新旧対照表
≕	
が	荆
111111111	三茶
/ /IIII	Z (1)
トービスの事業の人員、	√ /∠
\leq	\mathcal{C}
0	(X)
洲	ill.
₩	49
0	类
K	革
لدٌ	3
1	to
\$	黨
次	N
 	W
篖	方法に関
<u> </u>	
<u>₩</u>	美
生まって	TY.
111 5 .16.7	14
次75	17
型型	
共	事
浜	₩ ₩
批	/ \
	Ď,
無	\$ Q
岩田	ための
江差町指定地域密着型介護予防サ、	のための効果的な支援の方法に関する
江差町	のための

改正後

密着型サービス基準条例第180条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予 坊小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型 呂宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であつて 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予 坊小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下<u>この章</u> <u>において</u>「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営される ものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員 により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とす ることができる。

 $8 \sim 13$

(管理者)

(盤) 第45条

(盤) $^{\circ}$ 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ 一 (老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンタ 一をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知 က

改正前

密着型サービス基準条例第180条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予 坊小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型 書宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であつて 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予 坊小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下 「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるも 予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員に のをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護 より当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の 登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とする ことができる。

 $8 \sim 13$

(管理者)

(盤)

第45条

(盤) $^{\circ}$

一(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンタ 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ 一をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知 က

改正後

症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予 無 ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本 ビス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利 用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めな 44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテ **昭集して行う会議 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるも** ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話 が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サー 本事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。 装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) 防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員 ければならない。 のとする。 第49条

改正前は日子どく業事等に、おひおく声は、ジェー等

症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介 護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症 である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定め る研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。、が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議

をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めな ければならない。

改正後	改正前
(運営規程)	(運営規程)
第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予	第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予
防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ	防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ
いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) ~ (9) (略)	(1) ~ (9) (略)
(10) 虐待の防止のための措置に関する事項	(新設)
(11) (略)	(10) (略)
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第58条 (略)	第58条 (略)
2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域に	(新設)
おいて、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機	
能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介	
護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険	
事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画で	
あつて、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期	
まで(町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たつて、新規に代	
替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅	
介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつて	
は、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通	
いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模	

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

までの規定は、指定介護予防小規模多機能型 第24条、 のは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項 頃中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第57 第28条第3項及び第 居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあ 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。 第23条、 第11条から第15条まで、第21条、 第28条及び第31条から第38条 كُن 中「この節」とあるのは「第3章第4節」 改正前 26条、 準用) 第65条 رَد のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表 第24条、) までの規定は、指定介護予防小規模多機能型 とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条 第28条の2第2 居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において 条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 頃中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第5 第32条第1項並びに第3 第28条の2及び第31条から第39条ま、 第23条、 第28条第3項及び第4項、 第11条から第15条まで、第21条、 第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」 10 多機能型居宅介護の提供を行うことができ 第31条第2項第1号及び第3号、 改正後 37条第4項を除く。 第28条、 回通 第26条、 (準用) 第65条

とあるのは「介護 「活動状況」とあるのは「通いサービス及び 予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予 坊認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護 予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」 宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 とあるのは「2月」と、

第39条第1項中「介

護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」

「活動状況」とあるのは「通いサービス及び

とあるのは「2月」と、

(従業者の員数)

7 1条

紙

宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介

(従業者の員数)

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 第71条 $\vec{\beth}$ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者

107

改正後

改正前

が当 (以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生 **活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数** は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間 帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当 $\underline{\mathbb{H}}$ 該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型 共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第101条第 1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生 ビス基準条例第100条に規定する指定認知症対応型共同生活介護を いう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対 応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下 この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すご とに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護 従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 以下この頃において同じ。)を行わせ 当該指定介護予防認知症対応 活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サー 常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 という。 下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 ただし、 るために必要な数以上とする。 (宿直勤務を除く。)をいう。 該事業を行う事業所 たる介護従業者を、

が当 以下 は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間 該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型 とに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護 (以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生 舌介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数 帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当 共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第101条第 1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生 ビス基準条例第100条に規定する指定認知症対応型共同生活介護を いう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対 この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すご 従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 を行わせ **덈介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サー** たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 立型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。 という。 「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 (宿直勤務を除く。)をいう。 るために必要な数以上とする。 該事業を行う事業所

改正前	2~4 (略) 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居 ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当 と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなけ ればならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障 がない場合は、当該共同生活住居 おける他の職務に従事することができるものとする。 6~8 (略)
改正後	型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能なからが回程者である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されているときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症分がの時間帯を通じて2以上の介護従業者に有限及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 2~4 (略) 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知定の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護事業所でに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護事業所でによっての利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護事業所では非常に対し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 5~8 (略) 5 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護事業所は充分に選対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護

 $2 \sim 4$

6

 $8 \sim 9$

改正後	改正前
事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉 に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対 施事業所であつて当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を 行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な 選事機の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支 援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める 研修を修了している者を置くことができる。 10 (略) 11 指定介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業と指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応 型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、 指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項から第10項まで る基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第72条 (略)	9 (略) 型共同生活介護予防器知症対応型共同生活介護事業者が指定器知症対応 型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、 指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項から第9項 に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定す る基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)

改正後	改正前
2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者なもつて充てることができる。	(海)()
3 (略) 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活 キロチナナショの1, プロジュ・バーの17 (1) ロロルウム	2 (略) 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活 ウロ・ナー・3の11 2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1
住屋で作りるものとし、その数は1 <u>以上らめド(ツノノ4ド望角に光</u> 護子防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、 $1 又は2)$ とする。	正占を有するものとし、その数は1 <u>人は4</u> る。
2~7 (略) (身体的指す等の整下)	2~7 (略) (身体的指す等の禁止)
第78条 (略)	第78条 (略)
	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他 の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略)	1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略)

改正後	改正前
(証場をよい孝証券)	(管理者による管理)
第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サ	第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サ
ービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは <u>指</u>	ービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは <u>地</u>
定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対	城密着型介護予防サービス
応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予	
<u> 防認知症対応型共同生活介護を除く。)の</u> 事業を行う事業所、病院、	の事業を行う事業所、病院、
診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、	診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、
これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生	これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生
活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
(運営規程)	(運営規程)
第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活	第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活
住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程	住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程
を定めておかなければならない。	を定めておかなければならない。
(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項	(新設)
(器) (器)	(母) (七)
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第83条 (略)	第83条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供

改正後	改正前
体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、	体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制	介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制
を整えなければならない。その際、指定介護予防認知症対応型共同生	を整えなければならない。
活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉土、	
<u> 介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格</u>	
を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係	
る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならな	
610	
4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護	(新設)
予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場にお	
いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて	
業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境	
が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ	
なければならない。	
(準用)	(準用)
第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第2	第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第2
4条、第26条、 <u>第28条の2、</u> 第31条から第34条まで、第36	4条、第26条、
条から第39条 <u>まで(第37条第4項及び第39条第5項</u> を除く。)	条から第39条 (第5項 を除く。)
まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知	まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知
症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、	症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、
第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営	第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営

改正後

条第 第32条第 2条第1項並びに第37条の2第1号及 び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介 第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4 第31 (第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。 第28条の2第2項、 同項、 赛3. ىر 2項第1号及び第3号 1項において同じ。 ر زد 護従業者」 規程

、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

改正前

規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。<u>第32条に</u> おいて同じ。)」と、 (業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護子防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「4定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護が業者」とあるのは「指定介護予防が規模多機能型居宅介護者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(新設)

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
故正後	改正前
(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会	(新設)
議における準備	
3~5 (略)	3~5 (略)
第5章 雑則	(新設)
(電磁的記錄等)	
第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型	
介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類	
するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、	
謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて	
認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以	
下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定され	
るもの (第14条第1項 (第65条及び第86条において準用する場	
合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)	
については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、	
磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で	
作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるも	
のをいう。)により行うことができる。	
2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予	
<u> 防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これ</u>	
らに類するもの(以下この項において「交付等」という。) のうち、	
この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ	

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	照表
故正後	改正前
れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。	
M 則	附則
(施行期日) 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。	(新設)
(虐待の防止に係る終禍措置)	
第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3	
月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基	
準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3	
項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59	
条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、	
第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条にお	
いて準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型	
介護予防サービス基準条例 (以下「新地域密着型介護予防サービス基準	
条例」という。) 第3条第3項及び第37条の2 (新地域密着型介護予	
防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含	
む。)、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以	
下「新指定介護予防支援等基準条例」という。) 第3条第5項及び第2	
8条の2 (これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条にお	

改正前		
改正後	いて準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例)という。) 第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3に対地域密着型サービス基準条例第59条の20の3に対地域密着型サービス基準条例第59条の20の3に対地域密着型サービス基準条例第59条の20の3に対地域密着型サービス基準条例第19条の20の3に対抗症を、第113条、第113条、第113条、第15条、第158条及び第176条、新地域密等型サービス基準条例第19条において準用する場合を含む。)、第59条の34、第70条、第92条(新指定介護予防サービス基準条例第19条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定申「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「、大に」と、「重要事項」とあるのは「、大に」と、「重要事項」とあるのは「、数額総統計画の策定等に係る経過措置」	MU F M-7 D 1/H O 十 O 刀 O T

改正後	改正前
基準条例第32条の2 (新地域密着型サービス基準条例第59条、第5 9条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99	
条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条 において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準	
条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基	
準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において ************************************	
理用する場合を含む。)及び新指定居宅介護文援等基準条例第21条の 2 (新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含	
<u>む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ</u> スのは「難ポストュ怒みなければ」と	
うよう努めるものとする」とする。	
(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予	
防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)	
第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス	
基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条にお	
いて準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型	
サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第72条、第	
99条、第119条、第139条及び第192条において準用する場合	

故正前		
改正後	。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第655多場合を含む。)、新指定介護予防支柱で 近かで、新指定分護を展等、 近びに新指定居宅介護支援等基準条例 接等基準条例第32条において準用するのでは、これらの規定中「講じなけ、 努めなければ」とする。	第5条 施行日から合和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス 基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59 条の20の3、第59条の38、第72条、第99条及び第192条に おいて準用する場合を含む。)、第114条第3項、第136条第4項、 第159条第3項及び第177条第4項並びに新地域密着型介護予防 サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準 条例第65条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項の規 定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講 するよう努めなければ」とする。

改正前			
改正後	第6条 施行日から合和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス 基準条例第153条の2(新地域密着型サービス基準条例第179条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型 サービス基準条例第153条の2中「行わなければ」とあるのは、「行 うよう努めなければ」とする。	(口腔衛生の管理に係る経過措置) 第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス 基準条例第153条の3(新地域密着型サービス基準条例第179条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型 サービス基準条例第153条の3中「行わなければ」とあるのは、「行 うよう努めなければ」とする。	(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の 防止のための訓練に係る経過措置) 第8条 施行目から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基 準条例第161条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第17 9条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密 着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の 予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するとともに、感染症の 予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるも

改正後	改正前
0242°	
(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)	
第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サ	
ービス基準条例第165条第1項(新地域密着型サービス基準条例第1	
79条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項	
中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号	
までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう	
努めなければ」とする。	
(ユニットの定員に係る経過措置)	
第10条 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第170	
条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニ	
ットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域	
密着型サービス基準条例第141条第1項第3号ア及び第177条第	
2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	
における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の	
配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。	
第11条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成して	
いるものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築さ	
れた部分を除く。)の居室であって、第1条の規定による改正前の地域	

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
密着型サービス基準条例第170条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要	
件を満たしているものについては、なお従前の例による。	

[別記1]

改正後

<u> 介護職員</u>			看護師又は准看護師		
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密 指定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第20	5号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの 	事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知を指型通所介護事業所及は指定認知症対応型循所介護事業所	
(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて	いる場合			<u> 所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかが</u> <u>ある場合</u>	

改正前 (新設)

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後		改正前
目次	目次	
第1章 総則 (第1条)	第1章 総則	総則 (第1条)
第2章 指定介護予防支援事業者の指定(第2条)	第2章 指定/	指定介護予防支援事業者の指定(第2条)
第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針 (第3条)	第3章 指定/	指定介護予防支援の事業の基本方針(第3条)
第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準 (第4条・第5	第4章 指定/	指定介護予防支援の事業の人員に関する基準(第4条・第5
(**	₩	
第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準 (第6条一第3	第5章 指定/	指定介護予防支援の事業の運営に関する基準(第6条一第3
0条)	0条)	
第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方	第6章 指定/	指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準 (第31条―第33条)	法に関	法に関する基準 (第31条—第33条)
第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準 (第34条)	第7章 基準請	基準該当介護予防支援の事業に関する基準 (第34条)
第8章 雑則 (第35条)	(新設)	
附則	附則	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2~4 (略)	$2 \sim 4$ (略)	
5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の	(新設)	
ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を		
実施する等の措置を講じなければならない。		
6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たつ	(新設)	

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 四十時候はある人業を呼るませるものものによる中海を行るとは、100mmのよりでは、100mmのよりにはのませ

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	基準を定める条例新旧対照表
故正後	改正前
ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
(運営規程)	(運営規程)
第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、	第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、
次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営
規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。	規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 従業者の職種、員数及び職務内容	(2) 職員 の職種、員数及び職務内容
(3)~(5)~(版)	(3) ~ (5) (略)
(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>	(6) その他運営に関する重要事項
(7) その他運営に関する重要事項	(新設)
(勤務体制の <u>確保等</u>)	(勤務体制の確保)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保	(新設)
する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を	
背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ	
り担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化	
等の必要な措置を講じなければならない。	
(業務継続計画の策定等)	(新設)

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 はお経験に移える業子はのをみの効果的わち接の古法に関する其準を定める条例新口が昭主

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利田老に対する投票や離る内も遅の担件を継続的に事協す	
これで、 でいまでは、 1911年1日 度 1 的 人政で 昨日 1011年1日 5 ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以	
下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継	
続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画につい	
て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければ	
ならない。	
3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、	
必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)	(新設)
第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業	
所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措	
置を講じなければならない。	
(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん	
延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の	
情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行	
うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する	
とともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。	
(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん	
延の防止のための指針を整備すること。	

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

(上左門 相た) ですが又抜手来もの相たに関し必要な事場並びに相たが ですが又抜きの事業の 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	江左町指足圧護丁的又仮争業有の指たに関し必要な事場並ひに指走圧護サ的又仮等の争業の人員及の連音並のに指走圧護丁 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感 染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施 すること。	
(掲示)	(揭示)
第23条 (略)	第23条 (略)
)重要事	(新設)
■を当談指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも 関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代え	
ることができる。	
(虐待の防止)	(新設)
第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を	
防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対	
策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ	
るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、	
担当職員に周知徹底を図ること。	
(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指	
針を整備すること。	
(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐	
待の防止のための研修を定期的に実施すること。	
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ	

改正後	改正前
رد	
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)	(指定介護予防支援の具体的取扱方針)
第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び	第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び
前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの	前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの
とする。	とする。
(1)~(6) (略)	$(1) \sim (6)$ (F)
(7) 担当職員は、前号に規定する支援すべき 課題の把握(以下「ア	(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「ア
セスメント」という。)に当たつては、利用者の居宅を訪問し、利	セスメント」という。)に当たつては、利用者の居宅を訪問し、利
用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合にお	用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合にお
いて、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分	いて、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分
に説明し、理解を得なければならない。	に説明し、理解を得なければならない。
(8) (場)	(8) (8)
(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サー	(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サー
ビス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつ	ビス計画の作成のために
つ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービ	
ス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集し	ス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集し
て行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと	て行う会議
する。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者	
等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活	
用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。	をいう。

改正前	等に関する情報を担当者 以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者 ス計画の原案の内容につ と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容につ見を求めるものとする。 いて、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する 照会等により意見を求めることができるものとする。 $(10) \sim (26)$ (略)	護予防支援の提供に当たう者及び基準該当介護子定介護予防支援事業者等」するもののうち、この条対るとができる情報この条において同じ。)もの(第8条(前条にお)ものを除く。)についてができない方式で作られができない方式で作られ
改正後	以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 $(10) \sim (26)$ (略)	第8章 雑則 (電磁的記録等) (電磁的記録等) 5者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予 5者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予 防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援の提供に当た という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条 例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本 複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報 が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条にお いて準用する場合を含む。)及び第31条第26号(前条において準 用する場合を含む。)及び第31条第26号(前条において準 は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ 方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

的又抜きに徐るJでまりのこめの刻来的よ又抜の力在に割りる基準をためる来削利旧対照衣	基単ど正める条例新旧対照表
改正後	改正前
う。) により行うことができる。 2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これ	
らに類するもの(以下この頃において「交付等」という。)のうち、	
この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ	
れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代え て、電磁的方法(電子的方法・磁気的方法をの他人の知覚によって認	
識することができない方法をいう。)によることができる。	
(施行期日)	(海)
第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。	
(虐待の防止に係る経過措置)	
第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和	
6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着	
型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」と	
いう。)第3条第3項及び第40条の2 (新地域密着型サービス	
基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第5	
9条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第	
167条、第179条及び第192条において準用する場合を含	
む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス	
基準条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」とい	

改正前 含む。)、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条 5項及び第28条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基 規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定 第3条第5項及び第29条 の2 (これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条に 9条の12 (新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3 9 2条(新地域密着型サービス基準条例第192条において準用 第158条及び第 第3条第 **準条例第33条において準用する場合を含む。**) 並びに第4条の おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、これら (新地域密着型介護予防サ の規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ、 57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条 (新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場 一ビス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を 指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を 第 176条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、 において準用する場合を含む。)、第59条の34、第70条、 合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条 第55条, (以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。) ービス基準条例第31条、 第135条、 第3条第3項及び第37条の2 という。) 改正後 第113条、 居宅介護支援等基準条例」 とし、新地域密着型サ する場合を含む。)

改正前		
改正後	含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」と あるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程 を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあ るのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。	(業務継続計画の策定等に係る経過措置) 第3条 施行目から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第38条において準用する場合を含む。)及び新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)及び新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「実施しなけれ

改正前	
改正後	する」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症 の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置) 第4条 施行日から合和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例 第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第 2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第5 9条の38、第72条、第99条、第119条、第139条及び 第192条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予 防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防 でス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含 がおった。 がお指定所定介護支援等基準条例第21条の2(新指定介護 予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)並 びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護 をの適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの は、「講するよう努めなければ」とする。

故正後		改正前
目次	目次	
第1章 総則(第1条)	第1章 総則 (第1条)	
第2章 指定居宅介護支援事業者の指定 (第2条)	第2章 指定居宅介護	指定居宅介護支援事業者の指定 (第2条)
第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針(第3条)	第3章 指定居宅介護	指定居宅介護支援の事業の基本方針(第3条)
第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準 (第4条・第5	第4章 指定居宅介護	指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準(第4条・第5
条)	(米	
第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準 (第6条一第3	第5章 指定居宅介護	指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準(第6条一第3
1条)	1条)	
第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準 (第32条)	第6章 基準該当居宅	基準該当居宅介護支援の事業に関する基準 (第32条)
第7章 雑則 (第33条)	(新設)	
附則	附則	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2~4 (略)	2~4 (略)	
5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の	(新設)	
ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を		
実施する等の措置を講じなければならない。		
6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たつ	(新設)	
ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		

改正後	故正前
(管理者)	(管理者)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省
令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専	令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専
門員 (以下この項において「主任介護支援専門員」という。) でなけ	門員 でなけ
ればならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であ	ればならない。
る等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任	
介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができ	
800	
3 (略)	3 (略)
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、
あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第
3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもので	3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもので
あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求め	あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求め
ることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所におい	ることができること
て作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、	
福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介	
護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が	

故正前		理解を得なければならない。 3~8 (略) (指定居字介蓋专程の具体的形板方針)	(1) ~(8) (第) (17 (17 (17 (18 (18 (18 (18 (18 (18 (18 (18 (18 (18	(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議
改正後	占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、	理解を得なければならない。 3~8 (略) (指定居字介蓋专経の具体的酌籾方針)	(1) ~(8) (第7) (12) (12) (13) (13) (13) (13) (13) (14) (15) ((9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用につ

I

0	
40	
黑	
/連宮に関	
Ш	
刪	
5	
炎	
Ę	
\prec	
<i>e_</i>	
洲	
#	
場の	
支援	
\mathbb{K}	
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	
\Leftarrow	
定居名介	
刑	
迅	
ŽЩ.	
[] [] []	
No.	
事項並びに	
严	
#	
Ķ	
耿	
グ	
$\overline{}$	
指定に関し	
国区	
匠	
<u>—</u>	
\sim	
海	
洲	
冊	
江差町指定居宅介護支援事業者(
	111.7
整	表
=	新旧対照表
ĺΉ	±×′
品品	프
illi	憲
<u> </u>	₹ }
五 1111	次
L H	める条例
\sim	\mathcal{B}'

改正後

治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」とい 者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利 用者 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) の心身の状況等により、主 う。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理 由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求め いて当該利用者等の同意を得なければならない。) をいう。以下同 じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有 するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当 ることができるものとする。

(盤) $(10) \sim (20)$

特例居宅介護サービス費 (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事 業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居 下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第 当該指定居宅介護支援事業所の 当該居宅サービス計画 2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める 当該居宅サービス 割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に 地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費 占める割合が市長が定める基準に該当する場合であつて に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、 居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、 宅サービス等に係る居宅介護サービス費 町村からの求めがあった場合には、

治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」とい う。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理 をいう。以下同 じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有 者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利 由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求め するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当 用者 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) の心身の状況等により、 改正前 ることができるものとする。

(新設)

 $(10) \sim (20)$

改正後	改正前
計画を市町村に届け出なければならない。	
$(21) \sim (30)$ (B)	$(21) \sim (30)$ (B)
(運営規程)	(運営規程)
第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、	第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、
次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営
規程」という。)を定めるものとする。	規程」という。) <u>として次に掲げる事項</u> を定めるものとする。
$(1) \sim (5)$ (F)	$(1) \sim (5)$ (略)
(6) 虐待の防止のための措置に関する事項	(6) その他運営に関する重要事項
(7) その他運営に関する重要事項	(新言)
(勤務体制の <u>確保等</u>)	(勤務体制の確保)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保	(新設)
する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を	
背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ	
り介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の	
明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
(業務継続計画の策定等)	(新設)
第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時	
において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施す	

改正前	めの計画(以 業務継続計画 類的に実施しな 2月直しを行い、 2月度しを行い、 2次に掲げる指 次に掲げる指 1に周知徹底を 1に周知徹底を 3予防及びまん 3予防及びまん	介護支援専門員に対
改正後	るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業がにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用医の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	3177,

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定 める条例新旧対照表

改正後	改正前
に実施すること。	
(揭示)	(揭示)
第24条 (略)	第24条 (略)
	(新設)
面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも、間にすった。これをいつでも、これをいっても、これをいっても、これをいっても、これをいっても、これをいっても、これをいっても、これをは、これを	
0 C N C D 0	
(虐待の防止)	(新設)
第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を	
<u> </u>	
(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対	
策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ	
るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、	
介護支援専門員に周知徹底を図ること。	
(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指	
針を整備すること。	
(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対	
し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ	
ैर	

<u> </u>	(新設)																		
改正後	<u>第7章 雑則</u> (電磁的記録等)	第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる老光パアは運転に日宅介護も短の重要を行う考みれば主権該当日宅介	<u>る日並いに番手隊ヨゆて川陵へ扱いず来で11.7日及び番手隊ヨゆて川</u> 護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等 <u>」</u>	という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条	例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、	複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報	が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)	で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条にお	いて準用する場合を含む。)及び第14条第27号 (前条において準	用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)について	は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的	方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られ	る記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい	う。)により行うことができる。	2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これ	らに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、	この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ	れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代え	て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認

改正後	改正前
識することができない方法をいう。)によることができる。	
附則(権行期日)	所 則 (格行趙 H)
1 (略)	1 (略)
2 合和9年3月31日までの間は、第5条第2項 (第32条にお	2 平成33年4月1日までの間は、第5条第2項(第32条にお
いて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門	いて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門
員 (介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定す	員 (介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定す
る主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項 (第32条にお	る主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条にお
いて準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができ	いて準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができ
Š	No
3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、	(新設)
同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに	
法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護	
支援の事業を行う事業所にあっては、同日において当該事業を行	
っている事業所)であって、同日において当該事業所における第	
4条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定す	
る管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険	
法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護	
支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支	

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定 める条例新旧対照表 -

故正前		(新設)	(新設)	(新設)
故正後	援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第4条第1項(第3 2条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。	M 別	附 則(施行期日)第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条中指定居宅介護支援等基準条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。	(虐待の防止に係る経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。) から令和 6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着 型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」と いう。) 第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス 基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第5

改正前 (以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」とい 滛 紙 79条及び第192条において準用する場合を含 第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス 、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条 5項及び第28条の2 (これらの規定を新指定介護予防支援等基 規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定 第3条第5項及び第29条 の2 (これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条に Ŋ 9条の12 (新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3 92条(新地域密着型サービス基準条例第192条において準用 第158条及び第 第3条第 **準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに第4条の** おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、これら 第3条第3項及び第37条の2 (新地域密着型介護予防サ の規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ ービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を 箫 新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、 第70条、 第139条 第55条, という。) 第59条の34、 86 新地域密着型サービス基準条例第31条、 第135条、 (以下「新指定介護予防支援等基準条例」 第11 居宅介護支援等基準条例」という。) 改正後 第99条 第113条、 において準用する場合を含む。) ≪ する場合を含む。)、 箫 紙 9条の38 176条、 基準条例 167条

改正後	故正前
57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条 (新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第2条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。	
(業務継続計画の策定等に係る経過措置) 第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)及び新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新	(新設)

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定 める条例新旧対照表 -

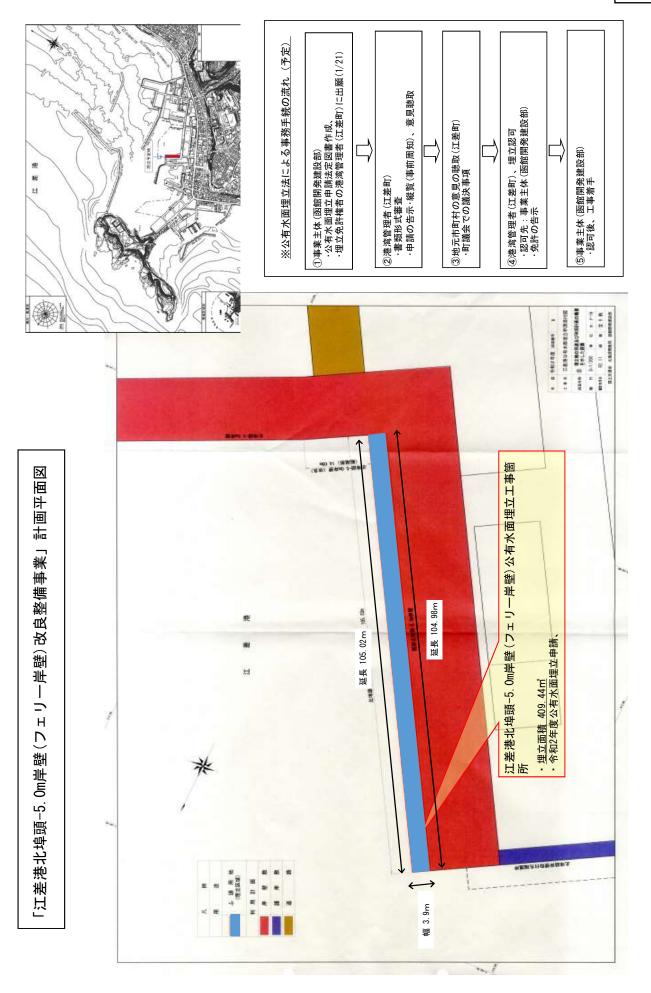
故正前	され けれ 20と	2位 型サ 条例	5 第 第5 及び 養子	<u>今</u> <u>今</u> <u>小護</u> 並	<u>宅介</u> り規 ろの
改正後	指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を 含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ ば」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなけれ ば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものと する」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置) 第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例	第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第 2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第5 9条の38、第72条、第99条、第119条、第139条及び 第192条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予	防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第3条において準用する場合を含む。)並	びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定 改正部 「講ずるよう努めなければ」とする。 改正後 める条例新旧対照表 ť

江差町医師研究資金貸与条例新旧対照表	
改正後	改正前
附則	
(削除)	2 この条例は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。ただ
	し、その時までに貸与した研究資金の返還、延滞利息等の規定につい
	ては、この条例は、その時以降もなお効力を有する。

麦
阳
<u>茶</u>
Ш
華
Ŕ
**
绘
民
**
()
此
14
旨
业
江差町国民健康保險条例新旧対照表

	以正則
W I T T T T T T T T T	附 則
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当 ()	(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当
金) 金)	
3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規 3 対	給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規
定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与 定・	定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与
をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養 をい	をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養
のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 の)	のため労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策
(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月) 特)	特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2に規定する新
に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を 型	型コロナウイルス感染症
有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。	
以下同じ。) に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の	に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の
感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなく 感	感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなく
なつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができ た	なつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができ
ない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当 ない	ない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当
金を支給する。	金を支給する。
NH JU	
この条例は、公布の日から施行する。	





氏 名 阿部 世津子

生年月日 昭和26年3月3日生(70歳)

住 所 江差町字姥神町91番地

最終学歷 弘前学院短期大学

主な職歴 昭和49年4月 奥尻町立稲穂小学校 教諭

昭和51年 4月 江差町立南が丘小学校 教諭

昭和61年4月 江差町立江差小学校 教諭

平成 8 年 4月 江差町立江差中学校 教諭

平成14年 4月 瀬棚町立馬場川小学校 教頭

平成18年 4月 上ノ国町立小砂子小学校 校長

平成22年 5月 退職

公職歴等 平成27年4月から現在 江差町固定資産評価審査委員会委員

生年月日 昭和47年12月9日生(48歳)

住 所 檜山郡江差町字田沢町559番地4

最終学歷 平成 3年 3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 平成 3年 4月 ㈱道拓開発

平成 5年 4月~ 檜山南部森林組合総務係長

公職歴等 平成 9年~ 江差町消防団第5分団員

平成20年~ 江差町消防団第5分団班長

平成23年~ 江差町消防団第5分団部長

平成24年4月~ 人権擁護委員(1期目)

平成27年4月~ 人権擁護委員(2期目)

平成30年4月~ 人権擁護委員(3期目)

今和3年1月31日) -	備考	10月28日 (要望書提出) (札 幌 市)	12月23日 (要望書郵送提出)	1月21日 (函館市)	1月25日 (札幌市)	
(令和2年10月28日から令和3年1月31日	要望先	北海道旅客鉄道株式会社	国土交通省港湾局国土交通省北海道局	国土交通省北海道開発局 函館開発建設部	·経済産業省北海道経済産業局	
国・道への要望等状況一覧】	要望内容	1. 木古内駅の下り列車について、次回のダイヤ改正で、 はやぶさ7号及び13号の停車並びに臨時列車はやぶさ 9号の定期化 2. 乗車料金について、利用者の利便性に配慮した改定	下記事業の早期着手及び整備促進 1. 岸壁 (-5m) (北) の老朽化改良 2. 物揚場 (-3.5m) の整備促進 3. 港湾施設用地 (護岸) の整備促進	1. 北の江の島構想の推進 2. 高規格幹線道路木古内・江差間の早期着手	中心市街地活性化に向けた意見交換	
【令和2年度 国·道~	要望団体	新幹線木古内駅活用 推進協議会 (江差町)	江差町	江差町	江差町	